

第1章 総 則

第1節 目的

この指針は南国市水道の給水装置の構造及び材質の基準について水道法及び同法施行令に定めるもののほか、設計、施行上必要な事項を定め適正を期することを目的とする。

この要領に関する主な関連法令は、次のとおりである。

- 1 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- 2 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）
- 3 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）
- 4 南国市水道給水条例（平成24年南国市条例第38号。以下「条例」という。）
- 5 南国市水道給水条例施行規則（平成24年上下水道局規則第3号。）
- 6 南国市指定給水装置工事事業者規則
（平成10年水道局規則第2号。以下「指定工事事業者規則」という。）
- 7 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）
- 8 その他

第2節 用語の定義

1 配水管

配水池又は配水ポンプを起点として配水するために水道事業者が布設した管をいう。

2 給水装置

給水装置とは、「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定義づけられていて、構造的に配水管と直結して有圧のまま給水するものである。ただし、一旦受水槽に受けて給水する場合は配水管から受水槽への給水口までが給水装置であり、受水槽以下は含まれない。

給水装置は供給される水の使用目的によって、専用給水装置（1世帯又は1ヵ所で専用するもの）、共用給水装置（屋外に設置し2世帯以上で共用するもの）、私設消火栓（消防用に使用するもの）の3種類とする。（法第3条第9号、条例第3条・4条）

3 給水管

使用者への給水の目的で配水管から分岐して布設された管、又は他の給水管から分岐して設けられた管で、個人が所有、管理するもの。

4 給水用具

給水用具とは、給水管に直結する器具材料で、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、弁類及び機器等の用具をいう。

5 私設配水管

配水管と同等の機能を持ち、水道事業者以外の者が専用給水装置に分岐することを目的として布設し、かつ、所有する給水管をいう。

6 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（法第14条第2項第5号）

ただし、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものを「簡易専用水道」、10立方メートル以下のものを「小規模貯水槽水道」という。

第3節 給水装置工事の施行と給水義務

- 1 給水装置の工事をしようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第13条第1項）
- 2 指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計に係る審査（使用する材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事の完成後に市長の工事に係る検査を受けなければならない。（条例第16条第2項）
- 3 市長は事業計画に定める給水区域内において給水装置工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。ただし、次に掲げる正当な理由がある場合は、市長は給水の申込みを拒否することができる。

（1）給水区域外からの申込みの場合

（2）配水管が事業計画上未整備の場合

（3）正当な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合

（4）特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合

（5）給水装置の構造及び材質が政令第6条に適合しない場合

（6）給水装置工事が指定給水装置工事事業者の施行によらない場合

第4節 給水装置工事の基本項目

- 1 給水装置材料は、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているもののうちから、布設場所、使用箇所、施工方法及び維持管理等を考慮し、最も適正な材料を選定しなければならない。
- 2 配水管及び他の地下埋設物への損傷を防止するとともに、漏水時及び災害時等の緊急工事を円

滑に実施するため、配水管等からの分岐及びメーターまでの工事は、水道事業者が指定した材料及び定められた工法により適正に施行しなければならない。

- 3 給水装置の新設、改造、変更又は撤去する工事に係る費用は、申込者の負担としている。このことから、給水装置は個人の財産であり、日常の維持管理は申込者等が行わなければならない。
- 4 違法な給水装置工事の施工又はその使用にあたっては、条例等の規定により罰則の適用を受ける場合がある。また、水道事業者は、故意・過失を問わず、汚水等が配水管に逆流するおそれがあるとき又は給水装置の材料が水道水の水質に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該工事の承認を取り消し、又は給水を停止する。

第5節 給水装置工種の種別

給水装置工種の種別は次のとおりとする。

1 新設工事

新規に給水装置を設ける工事をいう。共用管から分岐する場合も含む。

2 変更工事

既設給水装置の給水栓等の位置を変更する工事、及び配水管より給水口の口径変更する工事。

3 修繕工事

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。ただし、施行規則第13条で規定する給水装置の軽微な変更を除く。

4 撤去工事

給水管及び給水装置が不用となった場合に、基本的にその所有者の申込みにより給水装置の全部を取除く工事をいう。すなわち、撤去の申込みがあった場合には、分水栓以下の給水装置を申込者の費用により撤去する。

5 一部撤去工事

既存給水装置の給水栓を減らす工事をいう。

第6節 給水方式

給水方式には、直結方式、受水槽方式及び併用方式があり、その方式は階数、給水栓数、計画使用水量、使用用途、配水管の水圧及び維持管理面を考慮し水道事業者が定める。

1 直結方式（直結直圧方式）

給水装置であって、その末端の給水口まで配水管（私設配水管も含む）の水圧をもって給水する方法のものである。本市においては、直結直圧方式が基本となる。直結直圧方式は、原則として、階数が2階までの建築物への給水で、配水管の水圧、水量等の給水能力の支障がなく、将来とも、正常に給水できる場合に適用する。

2 受水槽方式

受水槽方式とは、受水タンクを設け、水道水を一旦これに貯めてから給水する方式である。必要に応じて高置水槽を設置する。

受水槽方式による給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に確保できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できる等の利点がある。なお、建築物には、停電時及び揚水ポンプの故障時にも給水を確保するため、非常用直結給水栓（口径 20mm とする）を設置するものとする。

次に掲げる場合は、受水槽方式により給水する。

- (1) 2階を超える高さに給水器具がある場合
- (2) 工事などによる断水、減水時にある程度の給水持続する必要がある飲食店等の場合
- (3) 配水管の水圧が所要圧に比べて不足する場合
- (4) 一時に多量の水を必要とする場合、または常時一定の水圧を必要とする場合
- (5) 保安用水を必要とする場合
- (6) その他水道事業者が必要と認める場合

第7節 指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、配水管と直結して設けられるものであり、給水装置の構造、材質及びその施行方法が不適切であれば、公衆衛生上において多大な被害を及ぼすおそれが生じることとなる。指定給水装置工事事業者制度とは、こうした危険を未然に防ぐため、需要者の設置する給水装置の構造及び材質が省令に定める基準に適合することを確保し、水道事業者がその給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

指定工事事業者は、その制度上において次に掲げる基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- 1 給水装置の工事ごとに選任した給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）のうちから、指定工事事業者規則第 11 条の職務を行うものを指名すること。
- 2 配水管に給水管を取り付け、もしくは配水管から給水管を撤去する工事又は配水管への取付口から末端給水用具までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異状を生じさせないよう適切な作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 3 前号の工事を施行するときは、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の施行技術向上のため、研修の機会を確保するように努めること。

5 次に掲げる行為を行わないこと。

- (1) 省令で定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置する。
- (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (3) その他関係法令等に従わない届出、手続、施行等を行うこと。

第8節 主任技術者の責務

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

1 主任技術者の職務

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならないこととされている。(法第25条の4第3項)

- (1) 主任技術者は発注者がのぞむ給水装置工事を完成させるために、技術上の管理が必要である。工事現場の状況、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関との調整と手続きなどを熟知して技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は給水装置工事に従事する従業員に対して技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。そして給水装置工事に従事する者は内容が人の健康や安全に直結した工事であることから、主任技術者の指導に従わなければならない。
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令に定める基準に適合していることの確認が必要である。構造及び材質の基準に適合しないものを使用したり、工事の施工が不良であれば、配水管へ汚水が流入し水道水が汚染されるおそれがあり使用者のみならず公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、十分な注意を要する工事である。
- (4) 給水装置工事は布設される給水管や弁類などが地中等に隠れてしまうので、施行不良の発見や修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。水道は国民の健康、安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れることなく業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。

2 主任技術者が行うことになる具体的業務内容

(1) 調査段階

- (ア) 給水装置工事現場について十分な事前調査を行い、現場に応じて適正な施工計画を策定し、工事の難易度に応じて熟練した配管工を配置して指導をし、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に行わなければならない。

(イ) 給水装置工事の申し込み等の事務手続きは、この指針等を遵守すること。道路下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法などについて、あらかじめ道路管理者や警察署長等の指示を受けることが必要である。

(2) 計画段階

(ア) 給水装置工事の適性を確保するためには構造及び材質の基準に適合するものから現場の状況に合ったものを使用しなければならない。ただし配水管の分岐場所から水道メーターまでの工事については、水道事業者の指定する材料を使用しなければならない。施主等より基準に適合しない給水管や給水用具等の使用を指示された場合は使用できない理由を明確に説明し、基準に適合するものを使用しなければならない。

(イ) 給水装置工事は汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破損、酸・アルカリ等による浸食や電食、凍結などが生じることがないように行わなければならないので給水管や給水用具はそれぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで適したものを選定しなければならない。

(ウ) 給水装置工事には、管の切断、接合、給水用具の取り付けなどの様々な工種がある。使用材料にも金属製品、樹脂製品と様々なものがあり、その種類によって施工方法は一樣ではない。このため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し、手配等を行わなければならない。

(エ) 給水装置工事を期間内に確実にを行うため、事前に詳細な施工計画、施工図を作成して工事従事者に周知徹底しておくこと。そして建築業者等と工程の調整をしなければならない。

(3) 施工段階

(ア) 給水装置工事には難易度の高い熟練した技術力を必要とする工種があることから主任技術者は工種と現場の状況に応じて必要な能力を有する配管工などの配置計画を立てるとともに役割分担と責任範囲を明確にし、適切な工事が行われるよう指導監督を行わなければならない。

(イ) 配水管と給水管の接続工事や道路の下の配管工事について、適正な工事が行われなかった場合には、水道施設を損傷したり汚水の流入による水質汚染事故を生じたり道路の陥没事故などを生じさせたりする恐れがあるので十分な知識と技能を有する者に工事を行わせるか実地に監督させるようにしなければならない。

(ウ) 施工段階における工程管理、品質管理、安全管理は主任技術者が職務として行う給水装置工事の技術上の管理のうち、根幹的なものである。

(エ) 調査段階、計画段階で得た情報や関係者と調整して得た結果に基づき最適工程を

定めそれを管理しなければならない。

- (オ) 給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は工事の発注者に対してあらかじめ誓約書等に定めておくなど発注者に明示しておくとともに自ら又は工事従事者などに指示することにより品質確認を確実に行わなければならない。
- (カ) 工事の実施にあたっては、給水管の端から土砂や汚水の流れ込みを防止するように努め、接合部から接着剤やシール剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることのないように工事の品質管理を行わなければならない。
- (キ) 工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全と、工事に伴う公衆に対する安全の確保がある。道路部分の工事においては通行者等の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。
- (ク) 主任技術者は、工事従事者の健康にも注意し、健康状態や事故防止にも十分注意を払わなければならない。

(4) 検査段階

- (ア) 竣工検査とは水道水を需要者に供給するための最終的な工品質確認である。主任技術者は竣工図等の書類検査、現地検査により給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しなければならない。
- (イ) 指定工事業者は発注者の信頼を確保できてこそ業務を発展させられるものであり、適正な竣工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

3 指定工事業者の申請・更新・届け出に関する手続き

(1) 指定の申請（法第 25 条の 2、指定工事業者規則第 4 条）

指定を受けようとする者は、次の書類等を提出しなければならない。

- (ア) 指定給水装置工事業業者指定申請書（指定工事業者規則様式第 1 号）
- (イ) 誓約書（指定工事業者規則様式第 2 号）
- (ウ) 機械器具調書（指定工事業者規則様式第 1 号別表）
- (エ) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人）
住民票の写し又は外国人登録証明書（個人）、住民票記載事項証明書でも可
- (オ) 主任技術者免状又は主任技術者証の写し等

(2) 指定の基準（法第 25 条の 3、指定工事業者規則第 5 条）

- (ア) 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (イ) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - i) 金切りのこ、その他管の切断用の機械器具
 - ii) やすり、パイプねじ切り器その他管の加工用の機械器具

iii) トーチランプ、パイプレンチその他接合用の機械器具

iv) 水圧テストポンプ

(ウ) 次のいずれにも該当しない者であること。

i) 心身の故障により給水装置工事の事業を適性に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ii) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

iii) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

iv) 法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

v) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

vi) 法人であって、その役員のうちi) からvi) までのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定の更新（法第25条の3の2、指定工事業者規則第5条の2）

指定工事業者の有効期間は5年であり、5年ごとに更新手続きが必要である。有効期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失う。

指定の更新を受けようとする指定工事業者は「(1) 指定の申請」に記載の(ア) から(オ) の書類等を提出しなければならない。また、水道事業者より次の確認事項を求められた場合は、できる限り応じること。

※水道事業者が指定工事業者を確認する事項

講習会の受講実績、業務内容、技能を有する者の従事状況等

(4) 変更等の届出（法第25条の7、指定工事業者規則第7条）

指定工事業者は次の事項に変更があったときは、水道事業者に届け出なければならない。

(ア) 事業の廃止・休止又は再開

(イ) 事業所の名称及び所在地

(ウ) 氏名・名称・住所

(エ) 法人にあっては代表者の氏名・役員の氏名

(オ) 主任技術者の氏名又は免状交付番号

指定工事業者は上記の変更があったときは、変更があった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(指定工事業者規則様式第4号)に表1-1の書類を添えて提出しなければならない。

表 1 - 1 (表中●印が添付書類として必要)

変更に係る事項		定款又は 寄付行為	登記簿 の謄本	住民票の写し又は 外国人登録証明書	誓約書	備 考
氏名又は名称	法人	●	●			
	個人			●		
住 所	法人	●	●			
	個人			●		
代表者の氏名	法人	●	●		●	
役員の氏名	法人		●		●	
事業所の名称 又は所在地	法人					
	個人					
主任技術者の 選任	法人					免状又は給水 装置主任技術 者証の添付
	個人					

(注) 個人事業者の相続・譲渡はできない。廃止して新規の手続きが必要になる。

(5) 主任技術者の選任・解任 (法第 25 条の 4 第 2 項、指定工事業者規則第 12 条)

指定工事業者は主任技術者を選任したときは遅滞なくその旨を水道事業者に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。その場合に、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (指定工事業者規則様式第 3 号) を提出しなければならない。

(ア) 指定を受けた場合 … 指定を受けた日から 14 日以内に選任

(イ) その他の選任・解任の場合 … 当該事由が発生した日から遅滞なく選任・解任

(ウ) 主任技術者が欠けた場合 … 当該事由が発生した日から 14 日以内に選任

(6) 事業の廃止、休止又は再開の届出 (指定工事業者規則第 7 条第 3 項)

指定工事業者は事業の廃止や休止、再開があれば届出書 (指定工事業者規則様式第 5 号) を提出しなければならない。

(ア) 廃止・休止 … 当該廃止又は休止の日から 30 日以内に提出

(イ) 再開 …………… 当該再開の日から 10 日以内に提出

4 指定の取消し・停止

(1) 指定の取消し (法第 25 条の 11、指定工事業者規則第 8 条)

指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、水道事業者は指定の取消しができる。

(ア) 指定の基準に適合しなくなったとき。

(イ) 主任技術者の選任、解任の規定に違反したとき。

(ウ) 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(エ) 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

(オ) 水道事業者の行う工事検査において、主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(カ) 給水区域において施行した工事に関して水道事業者の必要な報告又は資料の提出の求めに対して、正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき。

(キ) 施行する給水装置工事が、配水管その他水道事業者が管理する水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(ク) 不正の手段により指定工事業者の指定を受けたとき。

(2) 指定の停止（指定工事業者規則第9条）

水道事業者は、前項のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情が認められる場合は、指定の取消しに替えて6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。